

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公開番号】特開2015-128081(P2015-128081A)

【公開日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2015-80778(P2015-80778)

【国際特許分類】

H 05 B 6/12 (2006.01)

A 47 J 47/16 (2006.01)

【F I】

H 05 B 6/12 307

A 47 J 47/16 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月8日(2015.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス纖維からなるシート状の基材と、この基材の両面にそれぞれ形成された第1被覆層および第2被覆層とを有し、複合ヤング率が22N/mm<sup>2</sup>以上100N/mm<sup>2</sup>以下であることを特徴とする電磁調理器用保護マット。

【請求項2】

前記第1被覆層は、平均摩擦係数が0.45以上であることを特徴とする請求項1に記載の電磁調理器用保護マット。

【請求項3】

前記第2被覆層は、表面凹凸が0.8μm以上4μm以下であることを特徴とする請求項1または2に記載の電磁調理器用保護マット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたもので、ガラス纖維からなるシート状の基材と、この基材の両面にそれぞれ形成された第1被覆層および第2被覆層とを有し、複合ヤング率が22N/mm<sup>2</sup>以上100N/mm<sup>2</sup>以下である。

この場合、前記第1被覆層は、平均摩擦係数が0.45以上であることが好ましい。

また、前記第2被覆層は、表面凹凸が0.8μm以上4μm以下であることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0011】

この電磁調理器用保護マットをトッププレート上に敷設することにより、トッププレートに汚れが付着するのを防止できる。なお、マットのいずれかの面に設けられた第1被覆層に適当な凹凸形状が形成されていると、第1被覆層を下面としてトッププレート上に敷設することにより、電磁調理器のトッププレートと保護マットの第1被覆層との間に適度に大きな摩擦抵抗が得られ、調理時のマットのずれが防止され、快適な作業が可能となる。

## 【手続補正4】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0012

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0012】

この電磁調理器用保護マットは複合ヤング率が $22\text{ N/mm}^2$ 以上 $100\text{ N/mm}^2$ 以下である。この場合、マットの表面が適度な硬さであり、マット自体が適度なクッション性を有するので、調理時の接触音や衝撃音が緩和され、快適な作業が可能となる。なお、ここで「複合ヤング率」とは、ELIONIX株式会社製の超微小押し込み硬さ試験機(ENT-1100a)により測定される結果を元に算出される。

## 【手続補正5】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0013

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0013】

この電磁調理器用保護マットにおいて、第1被覆層と第2被覆層とは、同等の表面凹凸、平均摩擦係数および複合ヤング率を有することが好ましい。この場合、第1被覆層と第2被覆層のいずれを表にしても同様に使用することができるので、片面だけが摩耗しにくく、長期間にわたって快適な作業が可能となる。